

令和 6 年度第 7 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 6 年 7 月 9 日

担当部・課：市民生活部環境課〔内線 3 3 6 8〕

① 件 名	指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の民間施設指定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保健機構法の一部を改正する法律が令和 6 年 4 月 1 日に全面施行され、冷房設備が整った誰でも休憩できる施設を、熱中症特別警戒情報（以下「熱中症特別警戒アラート」という。）が発表された場合に危険な暑さから避難できる場所として開放する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）に市が指定できる制度等が創設された。 これを受け民間事業者 2 社からクーリングシェルターへの指定について申し出があった。</p> <p>【目的】 申し出のあった民間施設をクーリングシェルターに指定し、熱中症による重大な健康被害発生の防止を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 気候変動適応法（平成 3 0 年法律第 5 0 号） 気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保健機構法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 2 3 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 2 章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち 第 1 節 豊かな自然環境の保全・生活環境の充実 2 生活環境を保全する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>令和 6 年 4 月 気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保健機構法の一部を改正する法律の全面施行 5 月 民間事業者 2 社（イオン東北株式会社、ウエルシア薬局株式会社）よりクーリングシェルターの指定について申出</p>
⑤ 主な内容	<p>1 指定施設 イオンモール石巻、ウエルシア薬局石巻赤十字病院前店の 2 施設 ※今後、上記以外にも申出があれば、順次指定する。 なお、民間施設等をクーリングシェルターとして指定したときは、次の事項を定めた協定を締結する。 (1) 協定の目的となるクーリングシェルターの名称、住所 (2) 開放可能日及び時間帯 (3) 受入可能人数 (4) 施設の管理に関する事項、協定の有効期間、その他必要な事項</p> <p>2 運用期間 指定の日から令和 6 年 1 0 月 2 3 日（水）まで （国の熱中症特別警戒アラート運用期間は 4 月第 4 水曜日から 1 0 月第 4 水曜日まで） 翌年度以降、国の熱中症特別警戒アラート運用期間に合わせて実施していく。</p>

<p>3 開放日及び時間帯 熱中症特別警戒アラートが発表された際に、施設の営業時間に準じて開放する。</p> <p>4 受入可能人数 2 施設合計で1,066人 ※内訳は別紙のとおり</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】 重大な健康被害の発生を防止することができる。</p> <p>【市財政の負担】 特になし。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>宮城県内では、13市町（名取市、岩沼市、富谷市、登米市、亶理町、柴田町、角田市、白石市、川崎町、利府町、多賀城市、村田町、東松島市）の公共施設94施設、民間施設23施設、計117施設が指定されている。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和6年7月 指定及び協定締結</p>
<p>⑨ その他</p> <p>このほか、本市の公共施設については16か所をクーリングシェルターに指定し、昨年同様、熱中症特別警戒アラートの発表に関わらず夏場は常時施設の開放を行う。</p>